

仕様書「樹木伐採等業務（北白川丸山町緑地）」

京都市都市計画局風致保全課
(担当：浅倉、水無瀬 075-222-3476)

1 業務名

樹木伐採等業務（北白川丸山町緑地）

2 業務の目的

所管地内において、樹木等が生い茂り、良好な景観の保全や倒木により隣接家屋の支障となる恐れがあるので、樹木伐採等を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年6月30日まで

4 履行場所

左京区北白川丸山町 地内（北白川丸山町緑地）

5 業務範囲

別紙「箇所図」及び「現地写真」参照

6 業務内容

- ・業務範囲内（投影面積約 60 m²、斜面勾配約 50 度）の急傾斜地の樹木伐採等を行う。根株は残し、地際で伐採を行うこととする。
- ・作業範囲は本市敷地内の樹木等とする。
- ・作業により発生した樹木等は、受注者の責任で適切に運搬・処分すること。
- ・作業範囲下部は民地であり、作業に伴う出入り、重機等の搬入は不可である。大きな重機は進入できないが当該敷地上部の道路より人力、ユニック車（2 t 級）等を活用しながら作業を行うこと。
- ・作業範囲下部の民地が一部駐車場になっており、車両が止まっている場合は作業に伴う落下枝の接触を考慮して、必要に応じて事前に声掛けを行い、一時的に移動してもらおう等被害が出ないようにすること。

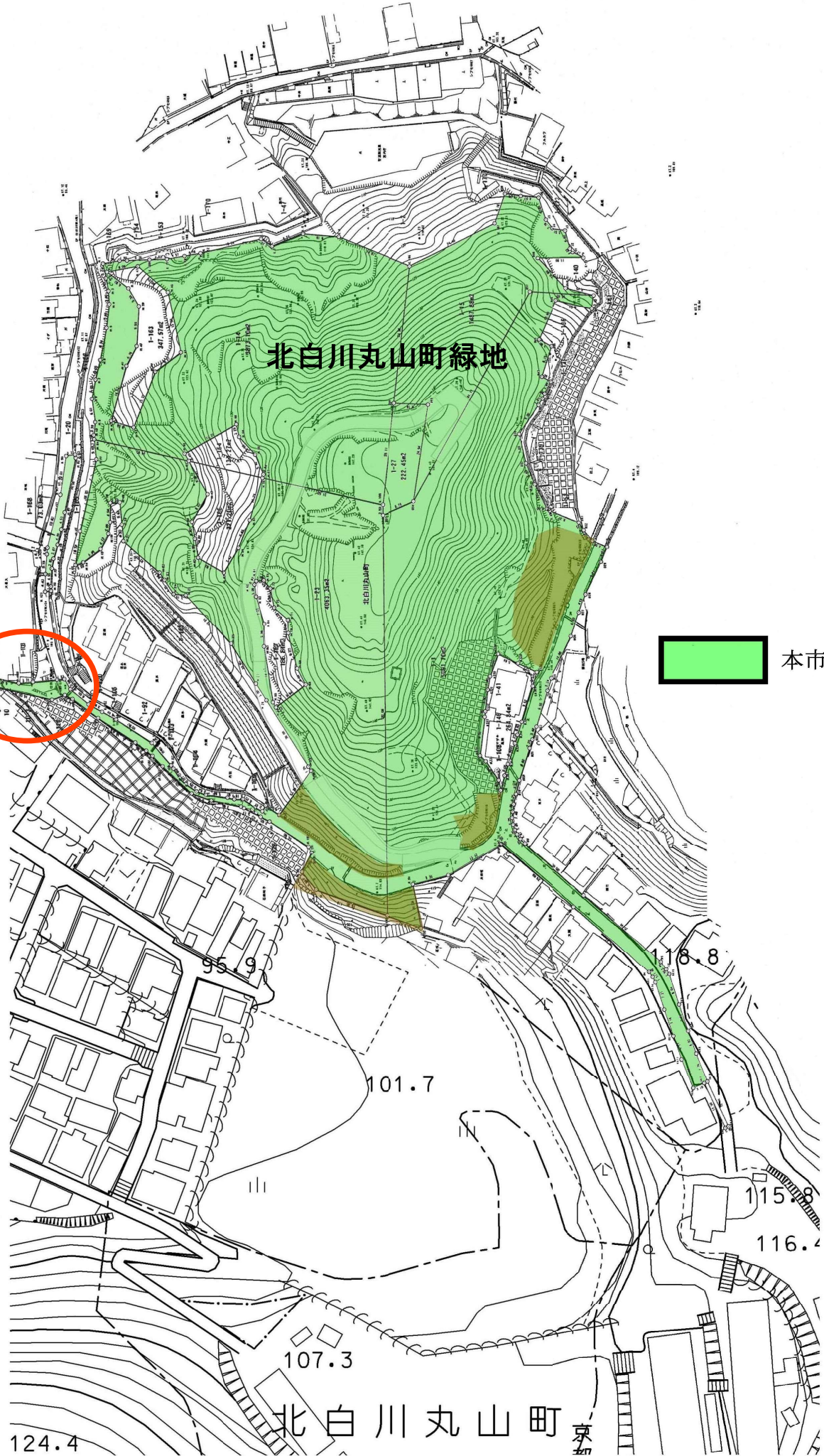
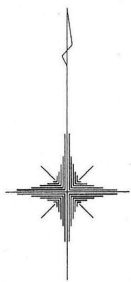
7 支払条件

- ・受注者は業務完了後、完了届を発注者に提出すること。完了届には作業前・作業中・作業後の写真を添付するものとする。
- ・完了届が提出され、適切に業務が履行されたことが確認されたのち、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- ・本作業に必要な材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・作業中の事故等、問題が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

箇所図



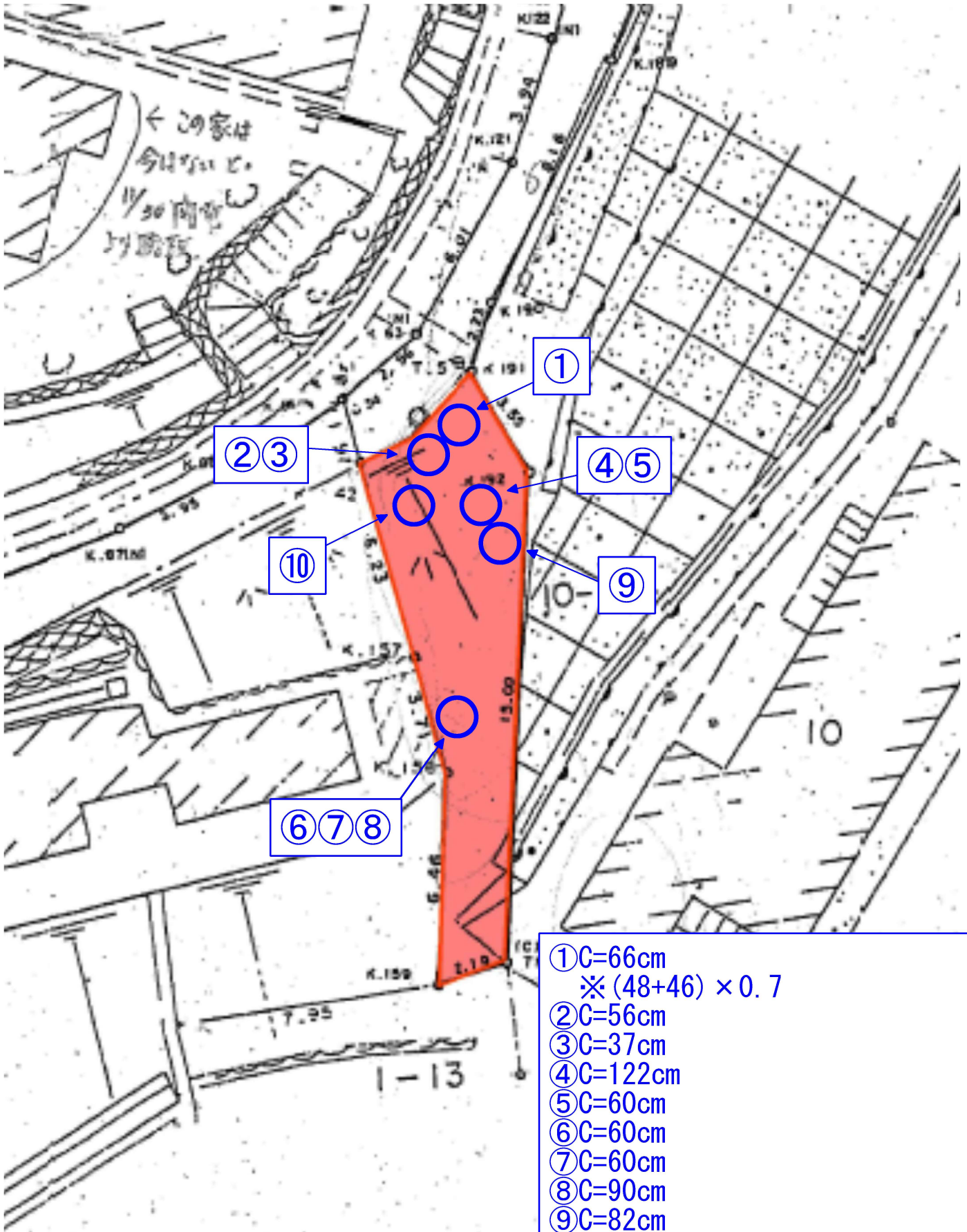
北白川丸山町緑地

作業箇所

本市所管地

北白川丸山町

京初



: 風致保全課所管地

- ① C=66cm
※ (48+46) × 0.7
- ② C=56cm
- ③ C=37cm
- ④ C=122cm
- ⑤ C=60cm
- ⑥ C=60cm
- ⑦ C=60cm
- ⑧ C=90cm
- ⑨ C=82cm
- ⑩ C=32cm

その他、風致保全課所管地範囲の小雑木含む

①②③



④⑤



⑥⑦⑧



⑨



